

神奈川県建築基準条例の一部改正について

建築指導課

1 改正の趣旨

令和 7 年 9 月 3 日付けで「建築基準法施行令の一部を改正する政令」が公布され、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）の一部が改正されたことに伴い、神奈川県建築基準条例（昭和 35 年神奈川県条例第 28 号）で引用している建築基準法施行令第 137 条の 12 について条項ずれが生じたことから、条例で引用する条項について必要な改正を行う。

2 改正の内容

神奈川県建築基準条例別表 41 の項中「第 137 条の 12 第 6 項」を「第 137 条の 12 第 11 項」に改め、同表 42 の項中「第 137 条の 12 第 7 項」を「第 137 条の 12 第 12 項」に改める。

3 施行期日

令和 7 年 11 月 1 日